

新農林水産省木材利用推進計画

平成22年12月策定

趣 旨

「先づ隄より始めよ」

「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、国は率先して公共建築物における木材利用の促進に努め、地方公共団体等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広い木材需要の拡大を目指す必要

- ・森林・林業再生プランの「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成
- ・温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減という地球温暖化の中期目標を達成

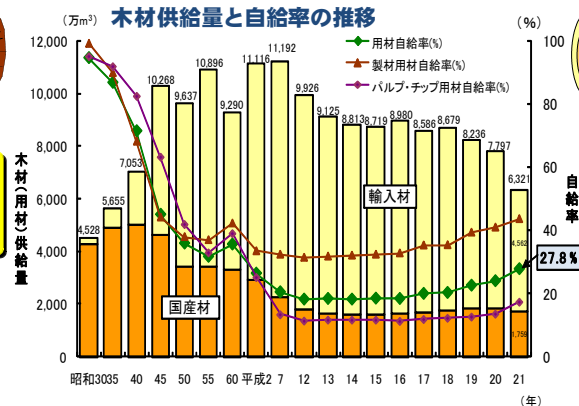
農林水産省自らがより一層の木材利用の拡大に取り組む
「新農林水産省木材利用推進計画」の策定

原則 木造・木質化・木製品

行動計画のポイント

1. 法律に基づく農林水産省の計画
2. 農林水産省・関係機関を挙げて取り組む
3. 具体的な目標を設定
4. 計画の実施状況を毎年公表（未達成の場合は理由も公表）
5. 取組みの普及促進（企業・消費者等）

木材供給量と自給率の推移



取組の対象及び木材利用拡大の目標

庁舎の営繕

- ◎木造化とともに内装の木質化に取り組む
木造率・内装の木質化率 100%
- ◎仕様書に木造・木質化で建設することを明記

公共土木工事

- ◎柵工（安全柵等）、残存型枠（残置式のコンクリート型枠）、標識工（場所等の案内版）、視線誘導標等
木製率 100%
- ◎土留工、筋工、伏工、防風柵等
基準年に対する木材利用量の増加（1.5倍）
- ◎設計図書に木造・木質化で建設することを明記

補助事業対象施設

- ◎木造化とともに内装等の木質化に取り組む
木造率・内装の木質化率 100%
- ◎要綱・要領に木造木質化で建設することを明記

木製品の導入

- ◎カートカン、事務机、コピー用紙、書棚、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイル

間伐材等を使用したもの 100%

モデル的な取組

- ◎新たな分野において、木材の利用をモデル的に実施
 - ・間伐材を利用した残置式木製型枠の利用
 - ・間伐材等をチップ化して植生基材吹き付け工の基盤材として利用
 - ・木製ガードレールとして利用
 - ・間伐材を魚礁に利用



柵工



木造公共施設



庁舎（農林水産省本省）



間伐材印刷用紙を用いた白書



魚礁

新農林水産省木材利用推進計画と 旧農林水産省木材利用推進計画との違い

1 趣旨

- ・公共建築物木材利用促進法の狙いや国の役割などを追記

今後、国は率先して公共建築物における木材の利用に努め、地方公共団体や民間企業等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広く、木材需要の拡大を目指して主体的な役割を果たすことが求められている

- ・計画の目標の１つに「１０年後の木材自給率５０％以上」を追記
- ・本計画を公共建築物木材利用促進法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」として位置付け

2 （２）取組方針

- ・基本方針を踏まえ、取組方針として以下を追加
 - ① 低層の公共建築物は原則としてすべて木造化を図る
 - ② 低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進する
 - ③ 木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討する
 - ④ 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進する
 - ⑤ 木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める
- ・庁舎の営繕、補助対象事業の木造化・木質化に当たって、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断
- ・庁舎の営繕、補助対象施設については、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努める

5 実施に当たって留意すべき事項

- ・公共土木工事の推進に当たっては、木材利用の促進を含めた総合的なコスト改善に資するよう取り組む

7 関係省庁、民間等への普及推進

木材の利用促進に関する消費者の理解の醸成を図るため、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について、消費者に分かりやすく示すよう努める